

組合員の皆様

2014年1月22日

微粉鉄鉱石／鉄鉱石： 最近の IMSBC コード変更の早期実施 － オーストラリアおよびブラジル

要旨

すでにお伝えしました通り、2013年9月 IMO の第18回危険物、固体貨物及びコンテナ小委員会（IMO DSC 会議）で、微粉鉄鉱石（Iron Ore Fines = IOF）の海上輸送に適用される国際海上固体ばら積み貨物コード（International Maritime Solid Bulk Cargoes Code = IMSBC コード）の新 IOF スケジュール、並びに改定鉄鉱石スケジュールが合意され、2015年の第95回 IMO 海上安全委員会での最終承認待ちとなっています。最近発行された添付の IMO の回覧 DSC.1/Circ.71 には、コードへの変更事項が記載されていますが、この回覧に基づき、今回、オーストラリアとブラジルが新スケジュールの導入を早期実施しました。これにより、これら2カ国から輸出される特定の IOF 貨物は、物質の特性に応じて、新コードに基づきグループ A 貨物に分類されることになります。このグループ A 貨物とは運送許容水分値（Transportable Moisture Limit = TML）を超える含水量で輸送した場合に液状化の可能性がある貨物のことです。この回覧には、IMSBC コードによる貨物分類基準、更にそれに伴う荷送人の証明書と申告要件についての説明が記載されています。

はじめに

新 IOF スケジュールは、ブラジル、オーストラリア両政府の共同提案として IMO DSC 会議に提出され、国際 P&I グループが率いる業界団体¹がこの提案を支持しました。新スケジュールは、リオ・ティント、BHP ビリトン、ヴァーレが実施した広範囲にわたる研究プロジェクトの成果で、海上輸送される IOF 貨物の特性を分析しました。厳正な科学的研究を基礎とするスケジュールを策定するために、この研究はインペリアル・カレッジ・ロンドンとミントン・テレハン・デイヴィス（MTD）の独立審査を受けました。

¹ 国際 P&I グループ、Intercargo、ICS、IFAN、BIMCO。

国際グループがインペリアル・カレッジ/MTD による研究のレビューを手配し、この件に関して業界を代弁しました。新スケジュールは 2017 年 1 月 1 日から全 SOLAS 締約国で義務付けられますが、IMO の回覧 DSC.1/Circ.71 は、締約国に対し、速やかにスケジュールと新テスト手順を自主的に実施するよう奨励しています。

背景

コードの変更は、特定の種類の IOF をグループ A 貨物として分類するとともに、グループ C 貨物（液状化の危険性と化学的危険性のどちらも有さない貨物）に分類されている鉄鉱石の現行 IMSBC コード・スケジュールにも修正を加えています。IOF 貨物の TML を決定するための、修正されたプロクター・ファガベリ (P/F) テスト法による新 IOF テスト手順についても合意が成立しました。この新テストは IOF 貨物のみにも適用されます。IMSBC コード付則 2 に記載される現行テストは、他の全貨物だけでなく IOF 貨物についても有効です。

針鉄鉱含有率と粒度

鉄鉱石貨物が IOF 新スケジュールに該当するか、あるいは鉄鉱石改定スケジュールに該当するかは、当該物質（酸化鉄鉱物）の粒度分布と針鉄鉱含有量によって決まります。上記の研究では、針鉄鉱含有率が 30%以上の鉄鉱石貨物は液化のおそれがないが、針鉄鉱を 25%しか含有しない物質は液化のおそれがないとは言い切れないという結果が出ました。そこで、IOF をグループ C 貨物に分類するための針鉄鉱含有率を、保守的な基準として最低 35%とすることが合意されました。

粒度分布に関しては、1mm 未満の微粒子を 10%以上含む鉄鉱石貨物、または 10mm 未満の粒子を 50%以上含む鉄鉱石貨物が微粉鉄鉱石（グループ A）に分類されます。ただし、針鉄鉱含有量が質量基準で 35%以上の場合は除きます。その場合は、現行の鉄鉱石スケジュール（グループ C）に従って輸送できますが、国際的に認められた、または国内で認められた標準的手順に従って決定された、貨物の針鉄鉱含有量の申告書を船長が荷送人から受け取ることが条件となります。

今のところは、オーストラリアとブラジルからの貨物にこの基準が適用されます。国際グループは、オーストラリアとブラジルの炭鉱会社、並びに管轄当局と密に連絡をとっており、両国の管轄当局は、新スケジュールを早期実施したことを認めています。

オーストラリア

オーストラリア海洋安全局（AMSA）は先ごろ、DSC.1/Circ.71 が各国に任意実施を呼び掛けていることに応じて、これを実施するための免除証書（Exemption Certificate）を発行しました。免除証書は AMSA のウェブサイトで見ることができます。

[http://www.amsa.gov.au/vessels/ship-safety/cargoes-and-dangerous-goods/documents/EX5186-\(nav-act-2012\)-iron-ore-&-iron-ore-fines-cargoes.pdf](http://www.amsa.gov.au/vessels/ship-safety/cargoes-and-dangerous-goods/documents/EX5186-(nav-act-2012)-iron-ore-&-iron-ore-fines-cargoes.pdf)



これにより、オーストラリアから鉄鉱石または微粉鉄鉱石を輸送する荷送人は、新しい IOF スケジュール、並びに修正された P/F テスト方式、更に改定鉄鉱石スケジュールが、現行の IMSBC コードにすでに含まれているかのように使用できることになりました。IOF 貨物の場合、オーストラリアの一部の荷送人がこの免除許可を使用するものと予想されます。国際グループは、オーストラリアから IOF を輸送する主要な荷送人の 1 社が、新たにグループ A に分類された IOF 貨物の TML を決定するために、すでに修正された P/F テストを採用しているとの情報を得ています。

ブラジル

ブラジル海洋局は、2013 年 12 月 23 日に回覧 No.390/DPC を発行しました。新 IOF スケジュール（案）、修正された P/F テスト、並びに改定鉄鉱石スケジュールが、回覧に記載の条件に基づき、2013 年 12 月 27 日からブラジルで施行されることを確認する内容です。

ヴァーレの場合、この回覧に従い、現在、ブラジルのカラジャス(Carajas)で採掘された IOF 貨物をグループ A 貨物に分類変更し、修正された P/F テストを使用していると国際グループは理解しております。

実務面での考慮事項

新 IOF スケジュールと修正された P/F 方式を早期実施した場合を含め、IMSBC コードのもとでグループ A に分類された貨物の場合、荷送人は船積み前に、船積み時の貨物の含水量（Moisture Content = MC）ならびに運送許容水分値（TML）を証明する署名済みテスト証明書を添付した貨物申告書²を船長に提出しなければなりません。TML はコードの中で、運搬しても安全と考えられる貨物の最大 MC として定められています。MC が TML を超える貨物の積込みは、そのような貨物の輸送に特化した専用の船舶でない限り認められません。MC 申告書には「荷送人の知る限り、申告書が船長に提出される時点において、その MC は貨物の平均 MC である」とする荷送人の宣誓を記載または添付しなければなりません。

針鉄鉱含有率が質量基準で 35%以上であることを根拠として、IOF の貨物をグループ C 鉄鉱石として輸送する場合、荷送人は、船積みの前に貨物の針鉄鉱含有量に関する署名済みテスト証明書²を申告書に添えて船長に提出しなければなりません。

現時点で新しい IOF スケジュールと IOF テスト方式を早期実施したのはオーストラリアとブラジルだけのようですが、IMSBC コード付則 2 に記載される現行テスト方式は、これら 2 カ国でもまだ有効であり使用することができます。

² IMSBC コードが改定され、積地港の管轄官庁が認めた機関がこの証明書を発行することが義務付けられました。これらの改定は 2015 年 1 月 1 日に義務化されます。一方、IMO MSC.1/Circ 1441 に基づき、各国はこれらの変更を事前に実施するよう奨励されています。



新 IOF スケジュールと IOF テスト方式に基づいた貨物申告書が荷送人から船長に提出される場合は、船積み前にクラブにご相談ください。とりわけ、積地国の管轄当局が DSC.1/Circ.71 による新スケジュールとテスト方式をまだ実施していない場合は、クラブにご連絡ください。

新スケジュールまたは修正された P/F テストに基づいて荷送人が提出する IOF の IMSBC 貨物申告書に関して、または新テスト方式によって決定される TML、粒度、針鉄鉱含有量に基づく分類に関してご不明点がございましたら、クラブにご連絡ください。

結論

IMO による IMSBC コードの新 IOF スケジュールと修正された P/F テスト方式の策定は、国際グループが問題提起していた、特定の国からの IOF 海上輸送に関して満足のいく成果といえます。国際グループは、他の諸国が IMO の回覧 DSC.1/Circ.71 に従って新スケジュールを早期実施するかどうか注視し、今後も管轄当局との連絡を継続していきます。

国際 P&I グループの全クラブが同様の内容の回覧を発行しています。

以上

Alistair Groom
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8899
E-mail: alistair.groom@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)